

○一関市乳児等通園支援事業実施要綱

令和 7 年 3 月 31 日

告示第113号

(目的)

第 1 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第 2 項で規定する乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 事業の実施主体は、一関市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の一部又は全部を、市が事業を適切に実施できると認めた者に委託することができるものとする。

(実施施設)

第 3 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）の名称及び位置は、次の表のとおりとする。ただし、令和 7 年 6 月 30 日までの間は、同表中「一関市立摺沢こども園」の位置は「一関市大東町摺沢字沼田10番地 2」と読み替えるものとする。

| 名称 | 位置 |
|------------|---------------------|
| 一関あおば保育園 | 一関市山目字前田13番地 1 |
| 一関市立摺沢こども園 | 一関市大東町摺沢字観音堂82番地 2 |
| 千厩保育園 | 一関市千厩町千厩字宮田23番地 |
| 一関市立東山こども園 | 一関市東山町長坂字西本町130番地 1 |
| 一関市立室根こども園 | 一関市室根町折壁字八幡沖373番地 1 |
| 一関市立川崎こども園 | 一関市川崎町薄衣字上段46番地 1 |
| 一関市立藤沢こども園 | 一関市藤沢町藤沢字仁郷41番地 2 |

2 前項に掲げる施設のほか、一関市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱（令和 7 年一関市告示第65号）第 5 に定める認可を受けた施設において事業を実施することができる。

(対象児童)

第 4 事業の対象となる児童は、市の区域内に居住する満 0 歳 6 か月から満 3 歳未満の児童（以下「児童」という。）で、かつ、次の各号に掲げる施設のいずれにも在籍していない児童とする。ただし、重篤な疾病などにより、集団生活

が困難であると実施施設の管理者が判断した児童は除く。

- (1) 法第39条に規定する保育所（以下「保育所」という。）
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）
- (3) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設（以下「家庭的保育事業所」という。）
- (4) 法第6条第10項に規定する小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設であって、法第34条の15第2項の認可を受けた地域型保育事業所（以下「地域型保育事業所」という。）
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）
- (6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に取り組む企業主導型保育施設（以下「企業主導型保育施設」という。）

（事業の内容）

第5 実施施設は、乳児等通園支援（事業として行う児童への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を行うものとする。

2 乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に準じ、事業の特性に留意して、事業を利用する児童（以下「利用児童」という。）及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（利用定員及び事業を実施する日時）

第6 利用定員（同一の施設及び時間帯において同時に利用できる人数をいう。以下同じ。）及び事業を実施する日時は、利用の希望状況や職員の配置状況などに応じて、実施施設ごとに市長又は市が事業を委託した事業者（以下「事業受託者」という。）が定める。

2 市長又は事業受託者が特に必要があると認めたときは、前項に定める利用定員及び事業を実施する日時を変更することができる。

（利用可能時間）

第7 事業を利用することができる時間は、児童1人につき1月当たり10時間を上限とする。

(実施期間)

第8 事業の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(実施の基準等)

第9 事業は、一関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年一関市条例第7号。以下「条例」という。）の規定に基づき実施するものとする。

(実施方式)

第10 実施施設は、条例第20条に定める一般型乳児等通園支援事業又は余裕活用型乳児等通園支援事業のいずれかの事業を実施するものとする。

(利用登録)

第11 事業を利用しようとする児童の保護者は、乳児等通園支援事業利用登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査のうえ登録の可否を決定し、その結果を乳児等通園支援事業利用登録承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査により事業の利用登録を承認した児童（以下「登録児童」という。）の保護者に対し、1月当たり10時間分の利用券を交付する。

4 第1項及び第2項の規定に関わらず、一関市こども誰でも通園制度試行的事業実施要綱（令和6年一関市告示第304号）第10の規定により登録された児童であって、令和7年4月1日時点で第4の規定による対象児童の要件を満たす児童は、事業の利用登録を承認されたものとみなす。

(登録内容の変更又は抹消)

第12 登録児童の保護者は、登録事項に変更が生じたとき又は登録を抹消したいときは、乳児等通園支援事業利用登録変更（抹消）届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録児童が次の各号に定める事項に該当するときは、利用登録を抹消するものとする。

(1) 登録児童の保護者から前項に定める抹消届の提出を受けたとき。

(2) 登録児童が市の区域外に転居したとき。

(3) 登録児童が満3歳に到達したとき。

(4) 登録児童が保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、地域型保育事業所、幼稚園又は企業主導型保育施設のいずれかに入所したとき。

(利用申込み)

第13 登録児童の保護者は、利用を希望する日の5日前までに、実施施設に電話、口頭又はその他の方法により利用申込みを行わなければならない。

2 実施施設は、前項の利用申込みがあった場合は、利用定員の範囲内において当該児童の受入れをしなければならない。ただし、職員配置、事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合は、その具体的な理由とともに市長に報告しなければならない。

3 第1項の利用申込みを受け付けた実施施設は、当該利用児童が当該実施施設を初めて利用する場合は、利用児童の氏名及び生年月日を市長に報告するものとする。

4 市長は、実施施設から前項の報告があったときは、当該児童の登録内容を、実施施設に提供するものとする。

5 前項の提供を受けた実施施設は、利用の可否を判断し、その結果を速やかに登録児童の保護者に伝達するものとする。

(事前面談等)

第14 実施施設は、利用児童が初めて事業を利用する前に、制度の意義や利用に当たっての基本的事項等の伝達を行い、事業を利用する児童の特徴や保護者の意向等を把握することを目的として、保護者と事前の面談を行うことができる。

2 実施施設は、保育に慣れるまで時間のかかる児童に対する対応として、利用の初期に親子通園（保護者と利用児童が、保育室等で保育の様子を一緒に見学し、保育士からの助言等を受けられる支援のことをいう。以下同じ。）を行うことができる。ただし、児童の育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないよう留意しなければならない。

(給食等の提供)

第15 実施施設は、給食等の提供について、利用児童の保護者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合にあっては、衛生管理やアレルギー対応等、適切な実施に留意しなければならない。

(利用券の提出等)

第16 利用児童の保護者は、事業を利用した時間分の利用券を、利用した施設にその都度提出しなければならない。

2 利用券は、原則として再交付しない。

(費用の負担)

第17 利用児童の保護者は、利用児童1人につき1時間当たり300円の費用を負担しなければならない。ただし、次の各号に掲げる世帯については、利用児童

1 人につき 1 時間当たりの費用は、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 第11第1項の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であると市長が認めた世帯 0円
- (2) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る当該年度（8月までは前年度、9月以降は当年度とする。以下同じ。）分の市町村民税が課されない者である世帯（前号の場合を除く。） 利用児童1人につき1時間当たり60円
- (3) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る当該年度分の市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯 90円

2 前項各号に掲げる世帯のほか、要保護児童対策地域協議会に登録された児童（法第6条の3第5項に規定する要支援児童又は同条第8項に規定する要保護児童をいう。）が属する世帯又は特に支援が必要であると市長が認めた世帯については、利用児童1人につき1時間当たりの費用を150円とすることができる。

（実施報告）

第18 実施施設は、事業完了後、事業の実施実績を速やかに市長に報告しなければならない。

（補則）

第19 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第11関係）

乳児等通園支援事業利用登録申請書

年 月 日

一関市長 様

申請者（保護者）
氏名

次のとおり乳児等通園支援事業を利用したいので、登録を申請します。

また、事業の利用に当たっては、一関市乳児等通園支援事業実施要綱の規定を遵守することを誓約します。

① 利用児童、保護者

| | | | | | |
|---------------------|-----------------------|-----|--|------|--|
| 申込児童 | フリガナ | | | 性別 | 男 ・ 女 |
| | 氏名 | | | 生年月日 | 年 月 日生（ 歳） |
| 保護者 | 現住所 | 〒 - | | 電話番号 | |
| | 令和7年 1月1日 現在の住所 | 父 | <input type="checkbox"/> 現住所と同じ 〒 - | 母 | <input type="checkbox"/> 現住所と同じ 〒 - |
| 事業の利用をはじめようとする 月 | | 月から | | | |

② 世帯の状況

| 区分 | 氏名 | 児童との続柄 | 生年月日 | 勤務先・学校名等 | 備考 |
|-----------|----|-----------------------|-------|----------|------------|
| 保護者 | | 父 | 年 月 日 | | 同居・別居 |
| | | 母 | 年 月 日 | | 同居・別居 |
| 保護者以外の同居者 | | | 年 月 日 | | 生計 同一・別 |
| | | | 年 月 日 | | 生計 同一・別 |
| | | | 年 月 日 | | 生計 同一・別 |
| | | | 年 月 日 | | 生計 同一・別 |
| 生活保護の状況 | | 適用なし 適用あり（ 年 月 日保護開始） | | | |

③ 税情報等の提供に当たっての署名欄

事業の実施に必要な範囲で、申請者の世帯の税務情報等の公簿等を、市が閲覧及び調査すること。また、申請内容や同意して得た情報について、登録の審査、利用料金の決定及びその他の附帯業務のために市が利用すること、また、当該情報を利用施設の運営事業者に提供することに同意します。

保護者氏名（自署）

第 号
年 月 日

様

一関市長

印

乳児等通園支援事業利用登録承認（不承認）通知書

乳児等通園支援事業の利用登録について、次のとおり決定したので、通知します。

| | |
|------------------------|-------------------|
| 決 定 の 内 容 | 承 認 ・ 不 承 認 |
| 児 童 氏 名 (生 年 月 日) | (年 月 日生) |
| 費 用 負 担 額 | 1 時 間 当 たり 円 |
| 登 録 の 内 容 | 登 録 申 請 書 の と お り |
| 不承認の場合、その理由 | |

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に一関市長に対して審査請求することができます。
- 2 上記1のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に一関市（訴訟において一関市を代表するものは、一関市長となります。）を被告として決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

一関市長 様

保護者 住 所
氏 名
電話番号

乳児等通園支援事業利用登録変更（抹消）届

次のとおり乳児等通園支援事業の利用登録内容を変更（抹消）したいので、届け出ます。

| 児 童 氏 名 (生年月日) | (年 月 日生) |
|-------------------|-----------|
| 変更する内容 | |